



2024年9月11日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社ジェリービーンズグループ
(東証グロース・コード3070)
本 社 所 在 地 東京都台東区上野1丁目16番5号
代 表 者 名 代表取締役社長 宮崎 明
問 合 せ 先 取 締 役 馬場 崇暢
電 話 番 号 (03) 3871-0111 (代表)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社監査役及び社外協力者に対し、新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することについて、決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の中長期的な連結業績の拡大と企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲や士気を向上させることを目的とし、当社監査役及び社外協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権には、あらかじめ定める条件である当社株価が一度でも200円を超過した場合のみ、行使可能となる条件を付帯しております。株価の達成条件である200円は中長期的に目標とすべき株価として設定しております。これらの目標の達成により当社は中長期的且つ着実な成長を実現してまいります。

これら目標が達成されることは企業価値、すなわち株主価値の向上に資するもので、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。

本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模（議決権比率：1.60% 議決権187,684個 ※2024年8月末基準）に相当しますが、本新株予約権は割当予定先である当社監査役及び社外協力者に当社の株価上昇へのインセンティブとして付与しているものであり、当社監査役及び社外協力者の当事業への貢献並びに協力は当社の企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

2. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

3,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、118円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を

参考に決定したものである。そのため、有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2024年9月10日の終値である金130円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年9月26日から2031年9月25日までとする。但し、2031年9月25日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日までの期間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと

する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円（但し、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を一度でも上回った場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、定年による退職など正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の割当日

2024年9月26日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式

の種類再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（当該再編対象会社が取締役会非設置会社の場合には株主総会）の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.（6）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年9月26日

9. 申込期日

2024年9月26日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社監査役	3名	1500個
社外協力者	5名	1500個

3. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の状況

①社外協力者1

氏名	近藤 義行	
住所	東京都杉並区	
職業の内容	個人事業主	
当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社において、商品選定などの業務委託に携わっております。

②社外協力者2

氏名	原田 宜和	
住所	埼玉県さいたま市	
職業の内容	会社役員	
当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社において、マーチャンダイジング全体の設計などの業務委託に携わっております。

③社外協力者3

氏名	高橋 敏徳	
住所	群馬県桐生市	
職業の内容	会社役員	
当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。

	技術又は取引関係	当社において、子会社ゲーム事業のコンサルティングに携わっております。
--	----------	------------------------------------

④社外協力者 4

氏名	清水 和也	
住所	大阪府大阪市	
職業の内容	会社役員	
当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社補欠監査役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

⑤社外協力者 5

氏名	大倉 悟	
住所	千葉県浦安市	
職業の内容	会社役員	
当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	前監査役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社において、事業推進のコンサルティングに携わっております。

当社は、割当予定先が反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、調査会社である株式会社リスクプロ（東京都港区芝大門二丁目11番8号 代表取締役 小板橋 仁）に調査を依頼し調査報告書を受領しました。

当社としては、当該報告書を確認した結果、反社会的勢力等の関わりはないものと考えております。これにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等ではないこと及び反社会的勢力等とは何らかの関係を有していないと判断しております。なお、当社は、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、中長期的な企業価値の増大を目指すにあたり、上記割当予定者である社外協力者の貢献と協力行為へのインセンティブを付与することを本新株予約権の目的としております。

あらかじめ定める条件である当社株価が一度でも200円を超過した場合にのみ、行使可能となる条件を付帯しております。

社外協力者である清水氏は当社補欠監査役であります。また、原田氏、近藤氏は当社の婦人靴販売業務に関与する取引先及び社外協力者であり、事業を推進する重要なメンバーとして、社外協力者である高橋氏は当社ゲーム事業のアドバイザーの立場として、大倉氏は当社の事業全体のアドバイザーに関与する社外協力者であり、事業を推進する重要なメンバーとして当社の株価水準の達成を意識しつつ当社に関与いただくことで、より強固な関係を構築するとともに、より一層の企業価値の増大や株主価値の向上への意識付けを行うことを企図しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、新株予約権の払込に要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込に概ね支障がない旨を面談時に口頭、銀行口座の残高を確認する方法等により確認をしており、当社としても、かかる払込みに支障はないと判断しております。

以上